

○総務省告示第 号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号第1から第5まで、別表第二号の二第1から第8まで、別表第二号の三第1及び第2、別表第二号の四並びに別表第三号の五の規定に基づき、平成三十年総務省告示第三百五十六号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を次のように改正する。

令和二年 月 日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

改正前

別表第4号 移動範囲コード、設置しようとする区域のコード及び業務区域コード

別表第4号 [同左]

第1 基本コード

第1 [同左]

項 目	コード
〔略〕	〔略〕
構内	Y
〔略〕	〔略〕
空港内	AP
〔略〕	〔略〕

項 目	コード
〔同左〕	〔同左〕
構内	Y
第一管区海上保安本部管内	1M
第二管区海上保安本部管内	2M
第三管区海上保安本部管内	3M
第四管区海上保安本部管内	4M
第五管区海上保安本部管内	5M
第六管区海上保安本部管内	6M
第七管区海上保安本部管内	7M
第八管区海上保安本部管内	8M
第九管区海上保安本部管内	9M
第十管区海上保安本部管内	XM
第十一管区海上保安本部管内	YM
〔同左〕	〔同左〕
空港内	AP
関東管区警察局管内	PA
中部管区警察局管内	PC
近畿管区警察局管内	PE
中国管区警察局管内	PF
四国管区警察局管内	PG
九州管区警察局管内	PH
東北管区警察局管内	PI
北海道管区警察局管内	PJ
〔同左〕	〔同左〕

〔注 略〕

〔注 同左〕

〔第2 略〕

〔第2 同左〕

備考 表中「」の記載は注記である。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に免許又は予備免許を受けている無線局の移動範囲コード、設置しようとする区域のコード及び業務区域コードについては、この告示による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。